



# SMILE SATELLITE

インボイス制度について



税理士法人  
堀江会計事務所

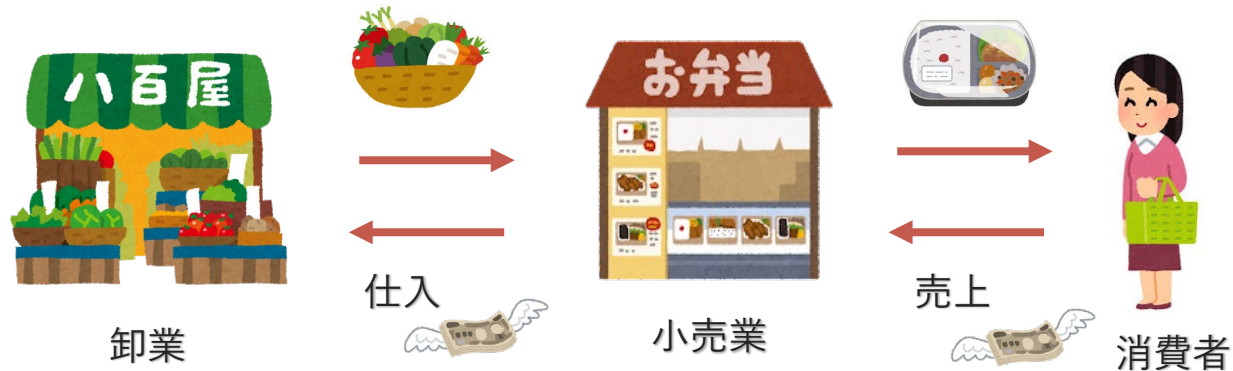
経営のトータル・アドバイザー  
ユアーズブレン

# 目次 消費税のしくみ編

- 消費税の計算方法①（原則課税）
- 消費税の計算方法②（簡易課税）
- 消費税のかからない取引
- 免税事業者
- 免税事業者とインボイス

# 消費税の計算方法①（原則課税）

売上の消費税－仕入れや経費の消費税＝納付する消費税額



◆売上の消費税から仕入れた際の消費税をマイナスして納付する消費税額を計算します。

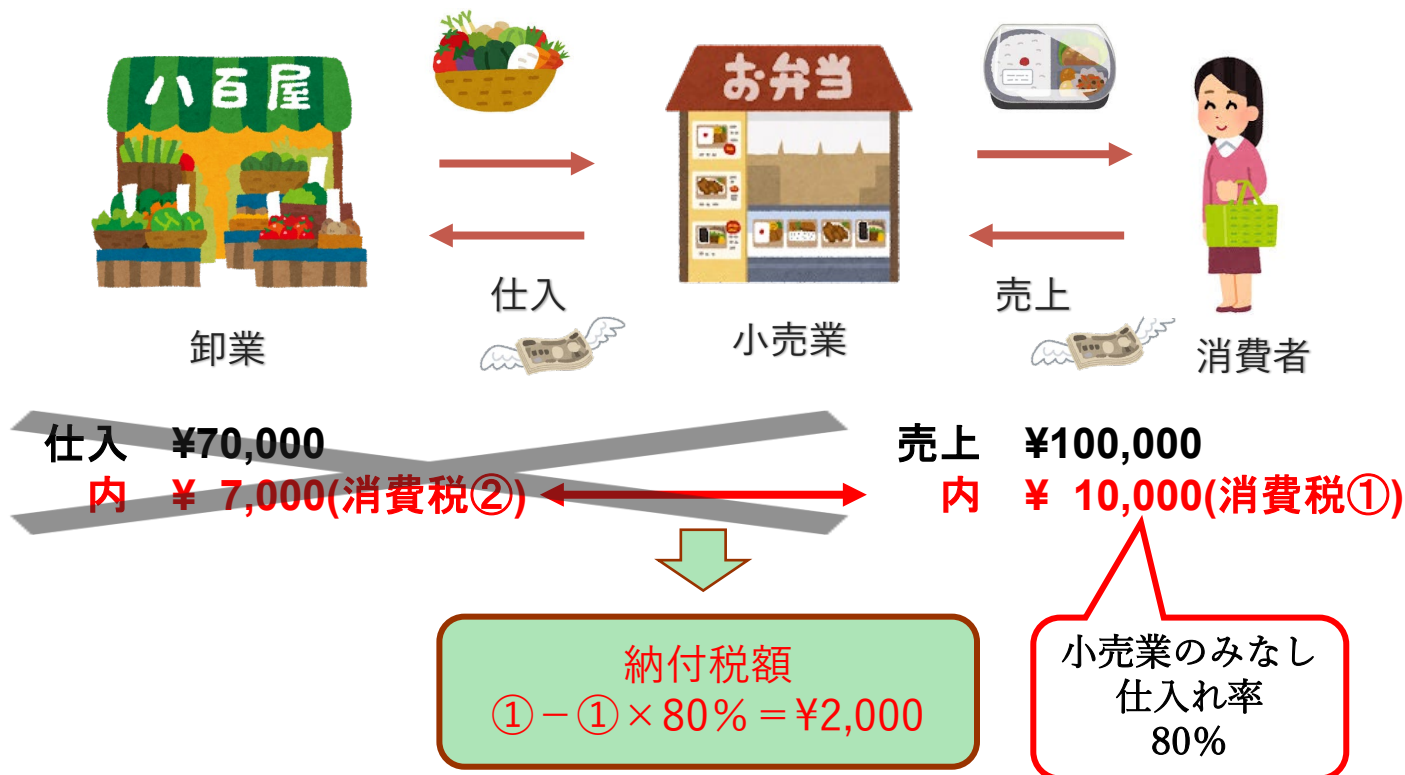
仕入 ¥70,000  
内 ¥ 7,000(消費税②)

売上 ¥100,000  
内 ¥ 10,000(消費税①)

納付税額  
①－②＝¥3,000

# 消費税の計算方法②（簡易課税）

売上の消費税 - 売上の消費税 × みなし仕入れ率 = 納付する消費税額



◆売上の消費税のみで、納付する消費税を計算するため原則より簡単です。

◆業種ごとのみなし仕入れ率を乗じて計算した金額を売上の消費税からマイナスします。

◆**基準期間の課税売上高が5千万円以下の場合**に適用できます。

# 消費税のかからない取引

◆土地の購入や賃借、株式や債権の購入、  
借入金の利子や保険料の支払い



◆商品券の購入



◆社会保険医療費の支払い



◆給与の支払、税金の納付など



# 免税事業者

[原則] 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者



消費税の納付義務が免除となります

## 「基準期間」

- ◆ 個人事業者は2年前の課税期間（暦年）
- ◆ 法人は2期前の事業年度

## 「課税売上高」

- ◆ 消費税が課税される取引の売上金額と輸出取引等の売上高の合計


# 免税事業者とインボイス

◆令和5年10月よりインボイス制度開始



## 事業者のみなさま

### 消費税のインボイス制度

令和5年10月 **スタート**




### インボイス制度に向けてのご準備を

|   |   |  |
|---|---|--|
| <h4>説明会開催</h4> <p>オンライン説明会や税務署での説明会・登録要否相談会をご案内しております。</p> <p>説明会日程</p>  | <h4>新たな負担軽減措置</h4> <p>税負担・事務負担の軽減措置があります。</p> <p>令和5年度税制改正関係(インボイス関連)</p>  | <h4>補助金などの支援策も</h4> <p>IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金などの支援策があります。</p> <p>中小企業庁リーフレット</p>  |
|---|---|--|


国税庁 (法人番号 7000012050002) (令和5年4月)

### 登録するお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

### インボイス発行事業者の登録がお済みの方




- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょ。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覽表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。

### インボイス制度について詳しく知りたい方

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト




### インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先

インボイスコールセンター **0120-205-553** (無料)  
9:00~17:00 (土日祝除く)  
※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覽表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。

相談窓口一覽表



国税庁 (法人番号 7000012050002) (令和5年4月)

# 免税事業者とインボイス

インボイスが開始すると



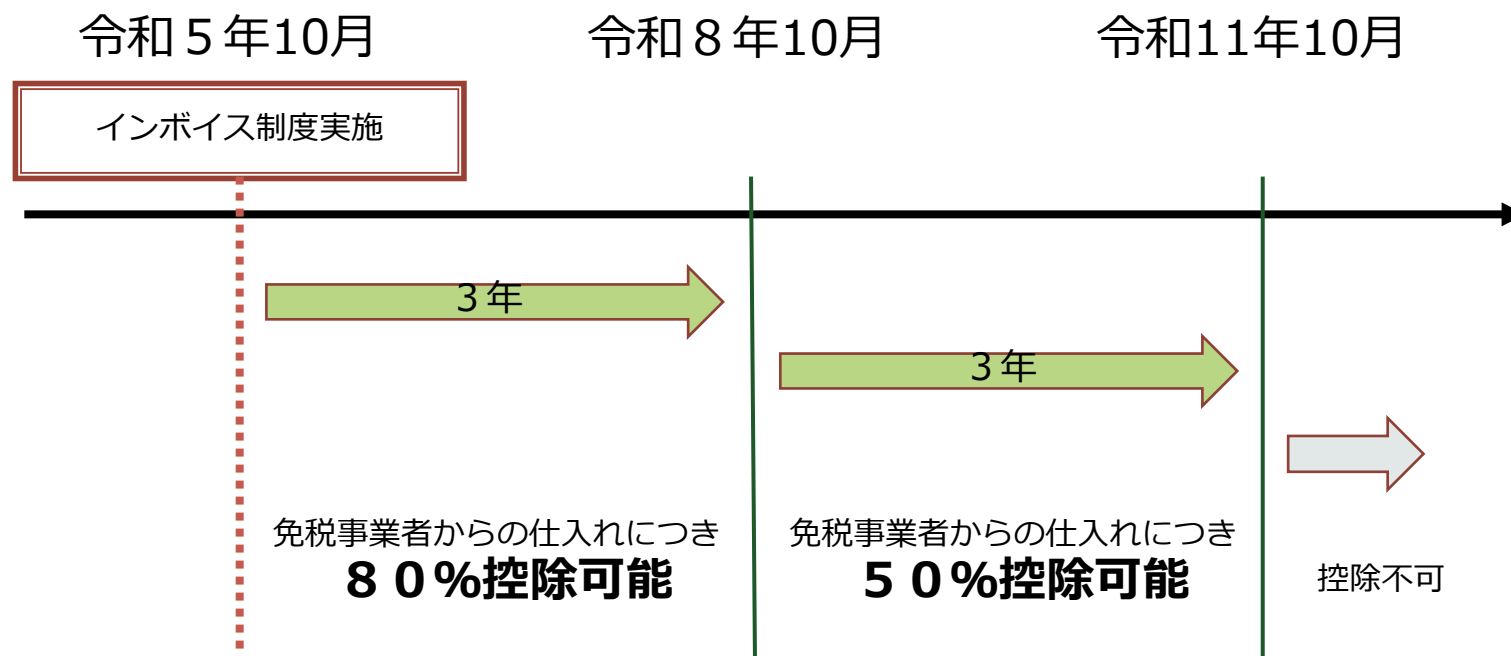
◆免税事業者はインボイスを発行することができません。

◆インボイスを発行できない免税事業者へ支払った仕入れにかかる消費税は、  
売上の消費税から控除できなくなります。

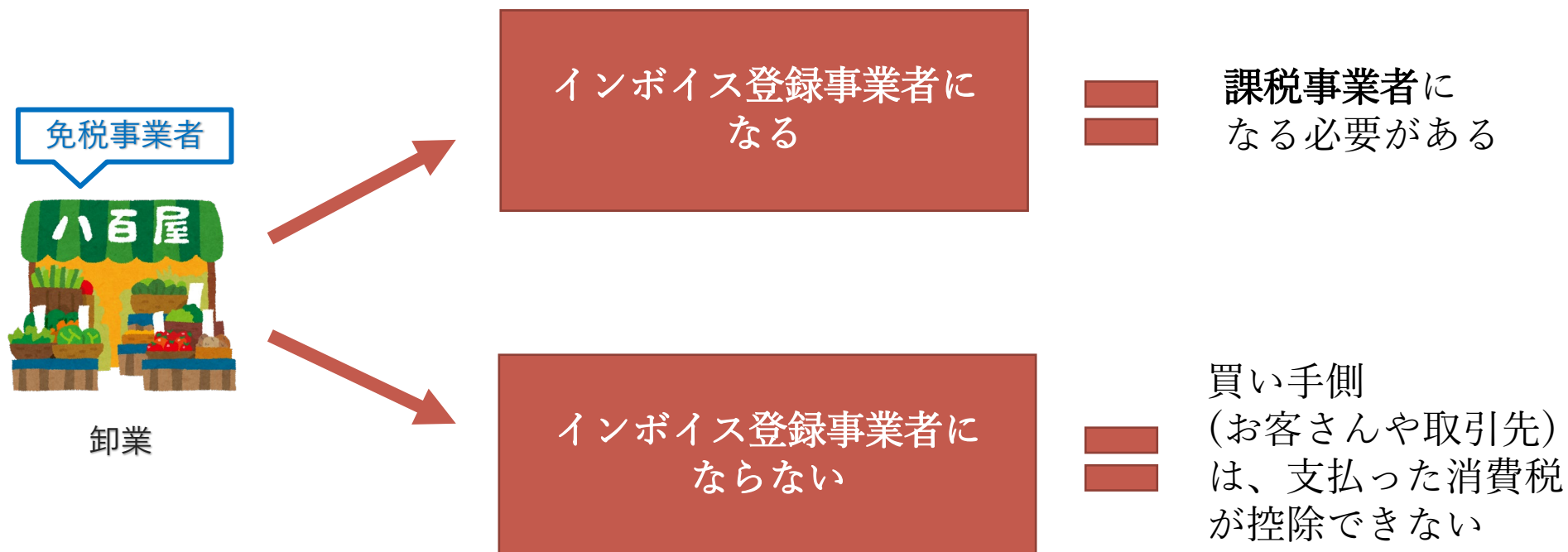


# 免税事業者の経過措置

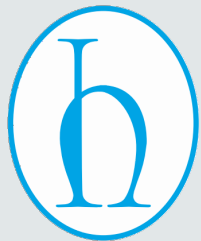
免税事業者からの仕入れも、インボイス制度実施後6年間は仕入税額の一定割合を控除できる経過措置が設けられています。



# 免税事業者とインボイス



# SMILE SATELLITE



税理士法人

堀江会計事務所



経営のトータル・アドバイザー  
ユアーズブレン